

医療的ケア児支援について

1 医療的ケア児とは

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人口呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることができる児童（18歳以上の高校生等を含む）のことである。

※別紙1「医療的ケア児について」参照

2 医療的ケア児数について

令和元年度の国の調査では、全国に約2万人の医療的ケア児（在宅）が存在すると推計されている。

また、青森県が同年実施した実態調査では、県内には166名の医療的ケア児が存在するとされ、そのうち八戸市は27名と推計されている。

3 医療的ケア児支援の現状と課題

- ・近年の新生児医療技術の向上により、これまで救うことができなかった命を救うことができるようになり、それによって医療的ケア児が急増している。
 - ・保育園や幼稚園、障害福祉サービス事業所に医療的ケアに対応できる看護師等が十分に配置されていないため、受け入れ可能な事業所が少ない。
 - ・国の補助制度が十分ではないため、事業所においても医療的ケア児を受け入れることは財政的に厳しく、結果的に受け皿が少ない。
 - ・医療的ケア児を持つ保護者への負担が大きい。
- ⇒ 医療的ケア児とその家族など、双方を支える社会的な仕組みが十分に整っているとは言えない。

4 医療的ケア児の受入可能な事業所数【障害福祉サービス関係：令和2年9月1日現在】

(1) 居宅介護	① 市内	0 事業所	② 八戸圏域全体	2 事業所
(2) 短期入所	① //	2 事業所	② //	4 事業所
(3) 児童発達支援	① //	3 事業所	② //	3 事業所
(4) 放課後等デイ	① //	5 事業所	② //	6 事業所
(5) 日中一時支援	① //	3 事業所	② //	3 事業所
(6) 相談支援	① //	11 事業所	② //	11 事業所

5 医療的ケア児支援に関する法制度の概要

(1) 児童福祉法改正（平成28年6月）

- ・医療的ケア児の定義を法律で初めて規定。
- ・地方公共団体に対し、医療的ケア児支援に関する「努力義務」を規定

(2) 医療的ケア児支援法成立（令和3年6月）

- ・医療的ケア児への支援を「努力義務」から「責務」規定へ

※法律の概要：別紙2「医療的ケア児及びその家族に対する法律の全体像」

6 医療的ケア児支援に関する方針等

(1) 国の基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号)

⇒ 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

(2) 市の基本方針

第6期八戸市障害福祉計画【令和3年度～5年度】

⇒ 令和5年度末までに、各市町村又は圏域において、医療的ケア児支援のための関係機関による協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(計画13頁に記載)。

7 医療的ケア児支援に関する取組

(1) 取組の全体像

※別紙3「在宅の医療的ケア児とその家族の支援に向けた主な取組」

(2) 市のこれまでの取組等

令和3年2月 八戸圏域医療的ケア児支援検討会議
医療・保健・福祉・教育の各代表者とケア児支援に関するそれぞれの取組や課題等について情報共有・意見交換等を実施

12月 八戸市12月議会一般質問において答弁

※別紙4「令和3年12月議会一般質問内容(抜粋)」

令和4年2月 八戸圏域医療的ケア児支援検討会議
※新型コロナウイルス感染拡大の影響により書面開催

8 今後の予定

これまで同様、医療的ケア児支援の協議の場として検討会議を開催して、関係者間で意見交換や情報共有するとともに、国や県の動向を注視しながら、医療的ケア児支援に有効な他の施策を実施する。